第百十四条の二中「又は第十項」を「から第十項まで、第十二項又は第十三項」に改める。

第百十五条第一項から第三項までの規定中「発電」の下に「、蓄電」を加える。

第百十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十七条の十二の二の規定に違反して配電事業を営んだとき。

第百十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「離島供給」を「離島等供給」に、「限る。）又は」を「限る。）」に、「の規定」を「又は第二十七条の十二の第一項若しくは第二項の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第二十七条の十二の十三において準用する第十四条第一項の規定に違反して配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

第百十七条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二十二条の二第一項」の下に「（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」を加え、「又は発電事業」を「、発電事業又は特定卸供給事業」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十七条の三十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定卸供給事業を営んだとき。

第百十七条の三中「第八十七条第二項」を「第三十七条の十一第二項、第八十七条第二項」に改め、「よる」の下に「情報利用等適正化業務、」を、「をした」の下に「認定電気使用者情報利用者等協会、」を加える。

第百十七条の五中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十七条の九」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十七条の六　第百三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定計量をした場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「、同条第二項」を「（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二条の十七第二項」に、「第二十七条の十二において」を「第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において」に、「、第二十一条第三項」を「若しくは第二十一条第三項」に、「、第二十三条の三第二項、第二十六条第二項（」を「若しくは第二十三条の三第二項（これらの規定を第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第二十七条の十二の十三及び」に改め、「第二十七条の十二」の下に「第二十七条の十二の十三」を、「第二十七条の十一の六第二項」の下に「、第二十七条の十二の十一第三項、第二十七条の十二の十二第四項」を加え、「、第二十九条第六項」を「、第二十七条の三十第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十九条第六項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「離島供給」を「離島等供給」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「又は」を「（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」に、「の規定」を「又は第二十七条の十二の十一第二項の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十七条の三十一の規定に違反して特定卸供給を拒んだとき。

第百十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「において」を「及び第二十七条の十二の十三において」に、「又は第二十七条の十三第七項」を「、第二十七条の十三第七項又は第二十七条の三十第七項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十七条の十二」の下に「及び第二十七条の十二の十三」を加え、「含む。）又は」を「含む。）」に、「の規定」を「又は第二十七条の三十第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「含む。）又は」を「含む。）」に、「の規定」を「又は第二十七条の三十第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号及び第七号中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の三十三第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「の規定」を「又は第百三条の二第三項の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十号及び第十一号中「者」を「とき。」に改める。

第百十九条の三中「違反行為をした」の下に「認定電気使用者情報利用者等協会、」を加え、同条第四号中「第百六条第十項」を「第百六条第九項又は第十二項」に改め、同条第五号中「第百七条第八項」を「第百七条第七項又は第九項」に改め、同条を第百十九条の四とし、第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条の二　第三十七条の十一第一項の規定による命令に違反した認定電気使用者情報利用者等協会の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

第百二十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第二十七条の二十九」の下に「及び第二十七条の三十二」を加え、「（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十二」を削り、「第二十一条第一項」の下に「、第二十七条の七の二第四項（第二十七条の七の三第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十七条の十一第一項」の下に「、第二十七条の十二の六第四項（第二十七条の十二の七第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十二の十一第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十八条第十二項」を「第十七条の二第六項、第十八条第十二項」に、「の規定」を「又は第二十七条の十二の十一第四項の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「において」を「及び第二十七条の十二の十三において」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「若しくは第九項」を「、第十項、第十一項若しくは第十三項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「若しくは第七項」を「、第八項若しくは第十項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第三十七条の六第三項の規定に違反して、その名称中に認定電気使用者情報利用者等協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

第百二十一条第一号中「第百十六条第三号又は第四号」を「第百十六条第四号又は第五号」に改め、同条第二号中「第八号」を「第九号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第三号中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「第八号」を「第九号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第百十八条、第百十九条」を「第百十七条の六から第百十九条まで」に改める。

第百二十二条第一号及び第二号中「第二十七条の十二に」を「第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三に」に、「第二十七条の十二及び」を「第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三及び」に改め、同条第三号中「第二十七条の十二」を「第二十七条の十二、第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三」に改め、同条第四号中「第二十七条の十二」を「第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三」に改める。